

# 避難行動要支援者名簿への登録申請を！

近年、日本各地で多発する集中豪雨や洪水、地震等の自然災害により、多くの方が犠牲になっていきます。中でも、高齢や障がい等により自力で避難することが困難な「要支援者」の方が多く見受けられます。要支援者の命を守るためには、一人一人が災害に備えておくこと、地域住民同士で避難すること等が大切です。



避難訓練での要支援者の避難の様子

町では「避難行動要支援者名簿」を作成・活用することで、地域における避難支援体制の強化を図り、安全・安心の確保に努めています。

## 避難行動要支援者名簿とは？

災害時の避難支援が必要な「要支援者」の年齢や氏名、住所、本人の状況等、避難支援のために必要な個人情報に掲載されています。登録対象者に名簿への登録確認を行い、同意した方の情報を掲載しています。

## 名簿の登録対象者

- 身体障害者手帳（1級、2級）を所持する方
- 療育手帳（A1、A2）を所持する方
- 精神障害者保健福祉手帳（1級、2級）を所持する方
- 65歳以上の高齢者のみで構成された世帯の方
- 要介護認定3以上の方
- これらに準ずる状態の難病患者等
- ※その他高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の方も、自力避難が難しく避難支援を求める場合は、要支援者として名簿への登録が行えます。

## 名簿に登録されると？

名簿に登録された要支援者の情報は、避難支援関係者の方に提供され、災害時の安否確認や避難支援のために活用されます。

また、名簿登録者には救急医療情報キットの配布が行われます。

## 救急医療情報キット

救急医療情報キットには、カプセルとシールが入っています。専用のカプセルには「かかりつけ医」や「持病」といった医療情報や「健康保険証（写）」等の情報を入れ、自宅の冷蔵庫に保管します。必要な情報をあらかじめまとめておくことで、緊急時に要支援者の情報を素早く把握できるようになります。



緊急医療情報キット

## 名簿への登録申請

6月に「美浜町避難行動要支援者名簿登録申請書兼 救急医療情報キット設置登録申請書」を対象となる方に送付しました。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒により郵送ください。申請は通年で受け付けています。

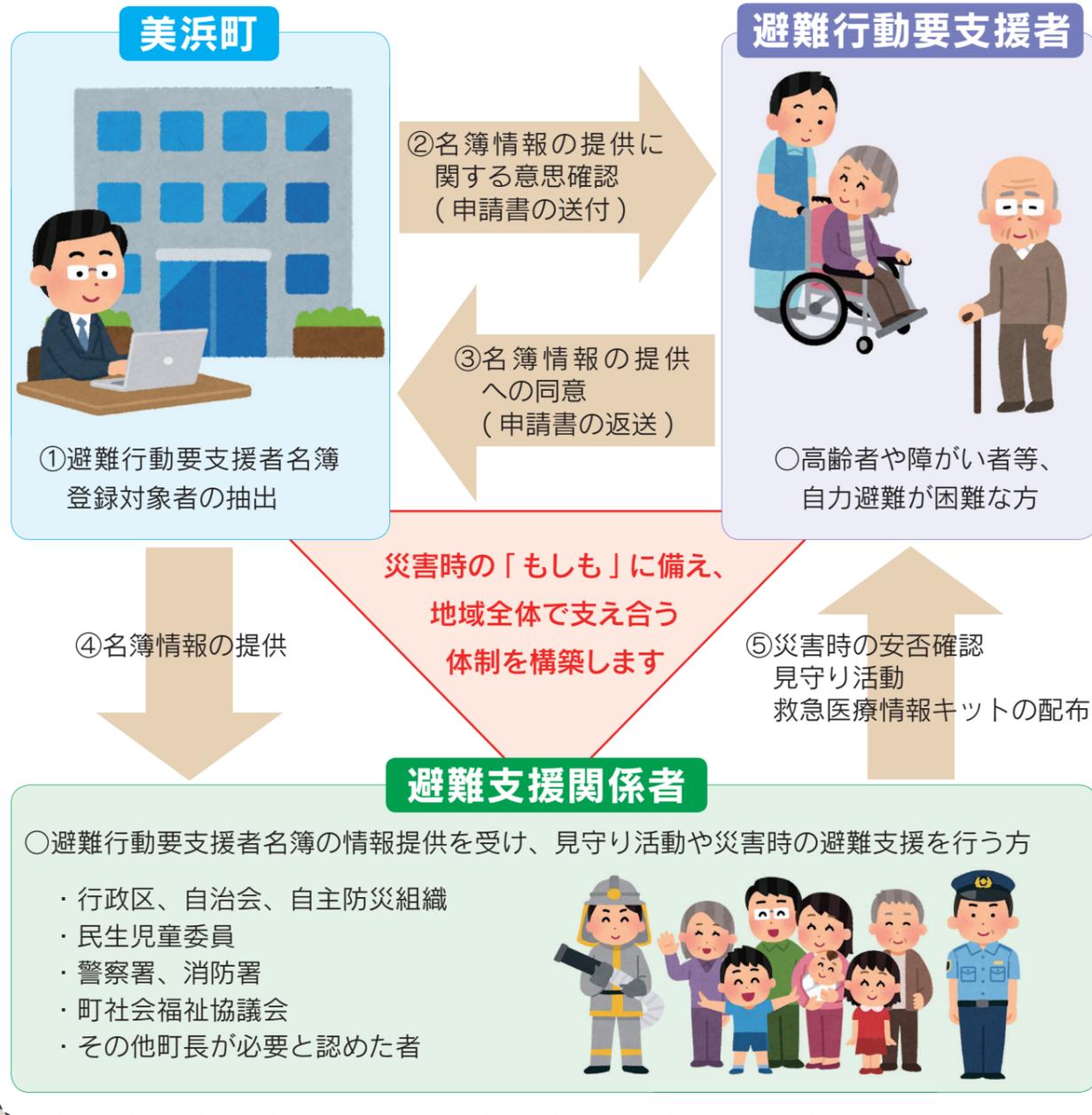
※現在、名簿に登録いただいている方も、再度、申請が必要です。

※要支援者の対象とならない方でも、自力での避難が難しく、災害時の避難支援が必要な方は、名簿への登録が可能です。

申請書が必要な方は、町健康福祉課までご連絡ください。

問 町健康福祉課  
（担当：伊藤満美／藤木）  
町社会福祉協議会（担当：磯辺）  
☎ 32-6704

## 美浜町避難行動支援プランの仕組み



## 「もしも」に備えて

### 日頃からの準備を！

災害対策では、要支援者の方だけでなく、すべての人が「もしも」に備えた準備をしておくことが重要です。水や電気等、すべてのライフラインが止まったことを想定し、非常時に持ち出すものを常に家庭に用意しておきましょう。

また、新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクや手ぬぐい等も準備しておきましょう。

## 非常時の持ち出し品チェックリスト

- 常に持参するもの
    - マスク・手ぬぐい等
    - 体温計・常備薬
    - タオル・衛生用品・ゴミ袋
    - 眼鏡・コンタクトレンズ
    - 保険証・現金・貴重品
    - 携帯電話・充電器等
    - 飲料水
  - 必要に応じて持参するもの
    - 非常食（最低3日分）
    - 筆記用具
    - 簡易救急セット
    - 衣類・スリッパ
    - ラジオ・懐中電灯・乾電池
    - ティッシュ・ウェットティッシュ
    - 保冷剤・アイスノン等
  - その他
    - 生理用品
    - 粉ミルク・ほ乳びん・紙おむつ（幼児・大人用）
- ※玄関周り等、すぐに持ち出せるところに置いておきましょう。

# 令和元年度 ごみの排出量

今月号は、令和元年度に町から出たごみの量をお知らせします。  
令和元年度は、前年度と比べて可燃ごみが大きく減量し、不燃ごみ・不燃粗大ごみが増量、資源ごみは微減となりました。  
可燃ごみが減量となるのは4年ぶりで、皆さまのごみ減量化に向けた取り組みの成果であると考えられます。

## 不燃ごみ・不燃粗大ごみ

▶ **311 t** ※増減はありますが、年々微増傾向にあります。

年度	排出量	前年度との増減
26	264 t	-12 t
27	284 t	+20 t
28	281 t	-3 t
29	296 t	+15 t
30	301 t	+5 t
元	311 t	+10 t

## 可燃ごみ

▶ **2,796 t** ※増加傾向にありましたが、昨年度は大きく減少しました。

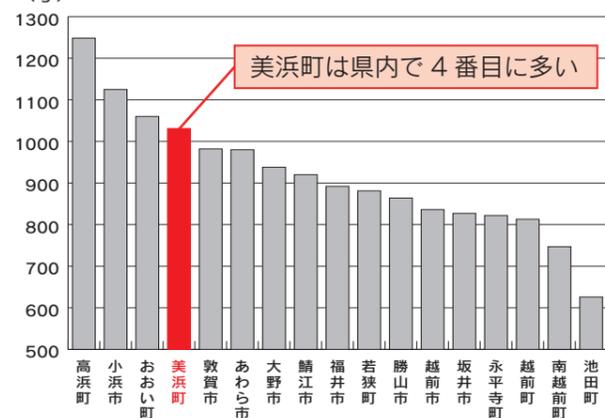
年度	排出量	前年度との増減
26	2,825 t	-45 t
27	2,790 t	-35 t
28	2,834 t	+44 t
29	2,856 t	+22 t
30	2,926 t	+70 t
元	2,796 t	-130 t

## 資源ごみ(缶・ビン・ペットボトル・白色トレイ)

▶ **87 t** ※現状維持、または微減傾向にあります。

年度	排出量	前年度との増減
26	106 t	-5 t
27	102 t	-4 t
28	89 t	-13 t
29	88 t	-1 t
30	88 t	±0 t
元	87 t	-1 t

■市町別 1人1日あたりのごみの排出量 (平成30年度)



# 情報 BOX

Mihama Information

## 美浜町役場

〒919-1192 美浜町郷市 25-25  
 ☎ 0770-32-1111(代表)  
 FAX 0770-32-1115(代表)  
 HP <http://www.town.mihama.fukui.jp/>

## お知らせ

### 国民健康保険及び後期高齢者医療保険の保険証更新について

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」及び「後期高齢者医療被保険者証」は、8月1日からは新たな保険証に切り替わります。

新たな保険証は、7月中旬に郵送されます。8月1日を過ぎても保険証が届かない場合は、町住民環境課までお問い合わせください。

※国民健康保険税に滞納がある世帯の方は、被保険者証の交付が制限される場合があります。

#### 【問】国民健康保険

町住民環境課(担当・津原)  
 【後期高齢者医療保険】  
 町住民環境課(担当・馬野)

☎ 32-6703

### 人権擁護委員が代わりました

前人権擁護委員の上田秀夫氏(佐田)の任期満了に伴い、7月1日付で法務大臣から新たに吉本典子氏(菅浜)が人権擁護委員に委嘱されました。(関連第23頁)

人権擁護委員は、国民の基本的人権が侵犯されることのないように見守り、もしも侵犯された場合には、その救済のため、速やかに適切な処置をとるとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めています。

#### 【新】人権擁護委員

吉本 典子氏(菅浜)



#### 【問】

福井地方方法務局敦賀支局  
 (敦賀市松栄町7-28)

☎ 25-0174



### 知っていますか？電波のルール

電波は、テレビやラジオ、携帯電話等の身近なもののほか、警察や消防、救急、防災行政、鉄道の無線局等、私たちの安心・安全な生活を維持するために、幅広く利用されています。しかし、これらの無線通信を妨害する不法電波も多くあります。北陸総合通信局では、不法無線局を取り締まるとともに、無線機器を利用する皆様にも、電波に関するルールの順守をお願いしています。

#### ●電波利用のルール

- ① 無線機器の使用には「技適マーク」の確認を
- ② 電波の利用には、原則、免許が必要
- ③ 外国規格の無線機器にはご注意ください



↑技適マーク (技術基準適合証明)

#### 【問】北陸総合通信局

【不法無線局・混信・妨害】  
 ☎ 076-233-4441  
 【テレビラジオの受信障害】  
 ☎ 076-233-4491

### 防災行政無線を用いた全国一斉の

## 緊急情報の伝達試験を実施します

実施日時	情報伝達手段	放送内容
8月5日(水) 午前11時頃	防災行政無線 及び 音声告知放送	<チャイム> 「これは、Jアラートのテストです。」(3回) こちらは、防災美浜町です。<チャイム>

注)当日は、美浜町以外の地域でも、全国一斉に伝達試験が実施されます。

※お問い合わせ先 町エネルギー政策課 防災・原子力対策室(担当・田村) ☎32-6716



↑処理が追いつかずいっぱいになった可燃ごみ処理ピット

#### 【問】町住民環境課(担当・志賀)

☎ 32-6703

令和元年度の可燃ごみ排出量は大きく減量となったものの、エコクル美方に搬入される可燃ごみは、依然として、処理が追いつかずたまっていく状況にあります。この状況が続くと、施設のごみ受入能力を超え、ごみの受け入れを一時中止しなければなりません。

町民の皆さんには、引き続き「ごみ減量化」と、ごみ分別の徹底による「ごみの資源化」にご協力いただきますようお願いいたします。

ごみ減量化にご協力を！

児童扶養手当「現況届」・特別児童扶養手当「所得状況届」の提出をお願いします

現在、児童扶養手当を受けている人は「現況届」を、特別児童扶養手当を受けている人は「所得状況届」を必ず提出してください。

この届は、手当を引き続き受ける資格の審査に必要なものです。

▼児童扶養手当

父母の離婚等で、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立促進のために支給される手当です。

※ここでいう児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方または、20歳未満で政令の定める程度の障がいがある方です。

※公的年金(遺族年金、障害年金等)を受給している方で、年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分を児童扶養手当として受給できます。

▼特別児童扶養手当

20歳未満で、精神または身体に障がいのある児童を監護する父、または母、もしくは、父母にかわって児童を養育している方に支給される手当です。

※児童が、障がいを理由に年金を受給できるときは、児童福祉施設等に入所している場合は対象となりません。

募集・申請等

目指せ！海上保安官への道

海上保安官募集のお知らせ

◎海上保安学校学生

- 1次試験日 9月27日(日)
- 受付期間 7月21日(火)～7月30日(木) (郵送・持参は7月22日(水)まで)

◎海上保安大学校学生

- 1次試験日 10月31日(土)、11月1日(日)
- 受付期間 8月27日(木)～9月7日(月) (郵送・持参は8月28日(金)まで)

◎募集ホームページ

http://www.kaiho.mlit.go.jp/ope/saiyou/bosyu.html

※詳細については、海上保安官募集ホームページをご確認ください。



問 敦賀海上保安部管理課

☎ 22-0666

- 提出期限 8月21日(金)
- 児童扶養手当 9月11日(金)

特別児童扶養手当の支給開始は、申請の翌月からとなります。支給要件に該当し、まだ手当の請求をされていない方は、お早めに手続きをしてください。

詳細については、町健康福祉課までお問い合わせください。

問 【児童扶養手当】

町健康福祉課(担当・浜野) 【特別児童扶養手当】 町健康福祉課(担当・四ツ谷)

☎ 32-6704

新型コロナウイルス 接触確認アプリのインストールを

厚生労働省では、今後の感染拡大を防止するため、新型コロナウイルス接触確認アプリを開発しました。

自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、接触確認アプリのインストールをしましょう。

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



新型コロナウイルス感染症の影響による保険税(料)の減免について

【国民健康保険税の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する方は、申請により保険税の全額または一部が減免となります。詳細については、町税務課までお問い合わせください。

●対象者(①、②のいずれかを満たす方)

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年と比較して3割以上の減少が見込まれる世帯の方

【介護保険料の減免について】

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件に該当する第1号被保険者(65歳以上)の方は、申請により介護保険料の全額または一部が減免となります。詳細については、町健康福祉課までお問い合わせください。

●対象者(①、②のいずれかを満たす方)

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかが、前年と比較して3割以上の減少が見込まれる世帯の方

【後期高齢者医療保険料の減免について】

詳細については、福井県後期高齢者医療広域連合までお問い合わせください。

※お問い合わせ先 【国民健康保険】 町税務課(担当・高木) ☎32-6702  
【介護保険】 町健康福祉課(担当・伊藤満美) ☎32-6704  
【後期高齢者医療保険】 福井県後期高齢者医療広域連合 ☎0776-54-6330

令和3年4月採用予定の美浜町職員を募集します

職種	採用予定人数	受験資格	
		資格	年齢等
事務	4名	-	
土木技師	2名	学校教育法による高等学校以上の学校において土木に関する課程を修了した者(※1)	学歴及び性別を問わず、昭和61年4月2日以降に生まれた者
保育士	若干名	保育士資格を有する者(※2)	

(※1) 令和3年3月末までに課程修了見込みの者を含む

(※2) 令和3年3月末までに資格取得見込みの者を含む

●申込方法

町総務課で交付する申込用紙に必要事項を記入のうえ提出してください。申込用紙は郵便でも請求できます。また、インターネット上でも申込用紙の取得や受験申し込みができます。詳しくは、町ホームページをご覧ください。

HP: <http://www.town.mihama.fukui.jp>

福井県美浜町 職員採用試験 検索

※お問い合わせ先 町総務課(担当・上野) ☎32-6700

敦賀美方消防組合消防職員を募集します

採用予定数 消防吏員4人程度

- 受付期間 8月7日(金)～8月21日(金)
- 受験資格 平成5年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者で、高等学校卒業程度以上の学力を有する者

- 日本国籍を有する者(令和3年3月までに取得見込みの者を含む)
- 第1次試験 日時 9月20日(日)午前9時～

- 会場 敦賀美方消防組合消防本部
- 科目 一般教養試験(高校卒業程度)の択一式筆記試験、作文試験、体力試験
- 第2次試験 日時 10月下旬(予定)

- 会場 敦賀美方消防組合消防本部
- 科目 口述試験(個人面接)その他
- 申込方法 敦賀美方消防組合消防本部、または各消防署にある受験申込書に必要事項を記入し、敦賀美方消防組合消防本部総務課に提出してください。

- 郵送による申込書の請求及び提出も可能です。

問 敦賀美方消防組合

☎ 23-9983

美浜町在宅育児応援手当を  
支給します

令和2年9月から、2人以上の子  
どもがおり、家庭内で3歳未満の子  
どもを保育している世帯を対象に、  
在宅育児応援手当を支給します。  
8月上旬に、対象となる世帯の方  
に案内を送付しますので、手当の支  
給を希望される場合は、町健康福祉  
課まで申請してください。

- 対象者
  - ①町内に住所を有し、2人以上の子  
どもがいる世帯
  - ②保育園等を利用せずに、家庭保育  
している生後8週間から満3歳未  
満までの子ども(第2子以降)がい  
る世帯
  - ③職場復帰を前提としており、育児  
休業給付金を受給していない世帯
  - ④父母の市町村民税所得割額の合計  
が57,700円未満の世帯
- ※ひとり親世帯、障がい者(児)のいる世  
帯等は77,101円未満
- 支給額
  - 家庭保育している3歳未満の子ど  
も1人につき月額1万円
- 支給月
  - 2月、6月、10月に前々月分まで  
の手当を支給

その他

詳細な要件については、町健康福  
祉課までお問い合わせください。

町健康福祉課(担当・真田)  
☎32-6704

傷病手当金を支給します

国民健康保険・後期高齢者医療保  
険に加入している被用者の方を対象  
に、新型コロナウイルスへの感染等  
の理由により給与の支払いが受けら  
れない期間について、傷病手当金を  
支給します。

- 対象者
  - 勤め先から給与の支払いを受けて  
おり、新型コロナウイルス感染症  
に感染又は感染疑いによる療養の  
ため労務に服することができず、  
給与等の全部又は一部の支払いを  
受けられない者
- 対象期間
  - 令和2年1月1日から9月30日の  
間で、療養のため労務に服するこ  
とができない期間(ただし、入院  
が継続する場合は最長1年6ヵ月  
まで)

町健康福祉課(担当・津原)  
☎32-6703

後期高齢者医療保険加入者  
福井県後期高齢者医療広域連合  
☎0776-54-6330

県主催のイベントを紹介します

- ◎親子で楽しむ美術館  
「初公開!福井県立美術館  
ベストコレクション展」  
●日時 7月31日(金)  
～8月31日(月)  
午前9時～午後5時
- 場所 福井県立若狭歴史博物館  
(小浜市遠敷2-104)
- 料金 一般・大学生 500円  
高校生 200円  
小中学生 100円
- ◎連携イベント  
「もつすぐ来る来る新幹線」  
「2023年春 福井・敦賀開業」  
●日時 8月1日(土)、2日(日)  
8日(土)、9日(日)  
午前10時～午後4時
- 内容
  - 北陸新幹線コーナー
  - ・北陸新幹線パネル
  - ・クイズラリー
  - ・ミニ新幹線に乗ろう!
  - 嶺北物産展
  - 障がい者スポーツ体験 等
- 【美術展】  
福井県立美術館  
☎0776-25-0451
- 【連携イベント】  
県嶺南振興局若狭企画振興室  
☎0770-56-2216

教室・講座・  
説明会等

子ども・子育てサポートセンター  
の催しをお知らせします

- 育児講座  
◆「言語発達を促す  
関わり方について」  
●日時 8月5日(水)  
午前10時30分～11時30分
- 会場 子ども・子育てサポートセ  
ンター(はあとびあ内)
- 講師 酒井那旺氏(子育てマイス  
ター・言語聴覚士)
- 対象 町内在住の親子(先着10組)
- 申込 8月3日(月)まで
- ◆「絵本セラピー」  
●日時 8月24日(月)  
午後1時30分～2時30分
- 会場 子ども・子育てサポートセ  
ンター(はあとびあ内)
- 講師 松井由起子氏(子育てマイ  
スター・絵本セラピスト)
- 対象 町内在住の親子(先着10組)
- 申込 8月3日(月)から  
21日(金)まで
- 【問】子ども・子育てサポートセンター  
(担当・河村) ☎32-0192

「限度額適用認定証」の  
交付申請を忘れずに

高額療養費制度では、通常、医療  
費の全額を窓口で支払い、後で自己  
負担限度額を超えた分が払い戻され  
ます。「限度額適用認定証」の交付を  
受け、病院や薬局等の窓口で提示す  
ることで、支払上限額を法定自己負  
担限度額に抑えることができます。  
認定証の交付には申請が必要とな  
りますので、町住民環境課に申請し  
てください。

- 交付対象者
  - ・70歳未満の方
  - ・70歳以上75歳未満で所得区分「現  
役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」「低所得者  
Ⅰ・Ⅱ」に該当する方

町住民環境課(担当・津原)  
☎32-6703

子ども医療費助成の  
対象年齢を引き上げます

9月1日から、子ども医療費助成  
の対象年齢を、「15歳(中学生)まで」  
から「18歳(高校生相当)まで」に引き  
上げます。

新たに対象となる子どもがおり、  
助成を希望される方は、町健康福祉  
課まで申請してください。

- 対象者①③を満たす方
- ①満18歳に達する日以後の最初の3  
月31日までの年齢の方

イベント・行事

美浜町歴史文化館  
巡回展開催のお知らせ

- ◆第3巡回展「記念物100年」  
●期間 8月1日(土)  
～9月13日(日)
- 会場 歴史文化館
- ・なびあす(8月1日～30日まで)
- ・きいばす(9月1日～13日まで)
- 内容
  - 史蹟名勝天然記念物保存法の制定  
100周年を記念し、美浜町や全国  
各地の記念物を紹介します。

町歴史文化館(担当・松葉)  
☎32-0027

- ②婚姻または事実婚の状態にない方
- ③町内に住所を有する方
- ※子どもが就学のために町外に住所を移  
しており、親は町内に住所を有する場  
合も対象となります。
- 申請期限  
8月14日(金)
- ※この日以降も申請は可能ですが、助成  
開始が遅くなります。

町健康福祉課(担当・浜野)  
☎32-6704



きいばす企画講座



受講・見学科  
無料  
※別途入館料が  
必要です

「世界のカブトムシ・クワガタ展」

- 期間 8月1日(土)～10日(月・祝)
- 会場 きいばす
- 内容 びっくり昆虫の標本を見てみよう!  
生きたカブトムシ・クワガタもいるよ!



同時開催「虫のお話会」

- 日時
  - 8月1日(土)、8日(土)、9日(日)  
午後1時～2時
  - 10日(月・祝) 午後10時～11時
- 内容 虫の「生態」や「標本の作り方」「昆虫とエ  
ネルギー」についてお話しします。
- 講師 川崎 隆徳氏
- 定員 各講座 10組(20人)
- 申込方法 電話、FAX、メールのいずれかの方法で  
①氏名 ②年齢 ③住所 ④連絡先  
⑤同伴者の氏名・年齢 の5点をご連  
絡ください。



※お問い合わせ先 町エネルギー環境教育体験館きいばす ☎:39-1116 FAX:39-1117  
Mail:kiipasus-m@town.fukui-mihama.lg.jp